

判決年月日	平成24年1月30日	担当 部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成23年(行ケ)第10252号		

○ 本願商標「海葉」と引用商標「海陽」（詳細は下記のとおり）との類否に関して、審決が、称呼の共通及び語頭の「海」の漢字の共通による外観の近似を理由として類似の判断をしたのに対し、判決は、外観と観念の相違が称呼の共通を凌駕するというべきであり、両商標は非類似であるとして、上記審決を取り消した事例

(関連条文) 商標法4条1項11号

本件は、原告が、本願商標について商標登録出願をしたところ、引用商標に類似するとして拒絶査定を受けたので、これを不服として審判請求をしたが、特許庁から、請求不成立の審決を受けたので、その取消しを求めた事案である。

【本願商標】 海葉 (標準文字)

指定商品：第29類「かまぼこ，加工水産物（「かつお節・寒天・削り節・食用魚粉・とろろ昆布・干しのり・干しひじき・干しわかめ・焼きのり」を除く。），肉製品，かつお節，寒天，削り節，食用魚粉，とろろ昆布，干しのり，干しひじき，干しわかめ，焼きのり」

【引用商標】



指定商品 (平成18年3月22日の書換え後のもの)：第29類「食肉，卵，かまぼこ，ちくわ，はんぺん，塩辛，うに (塩辛魚介類)，このわた，肉のつくだに，水産物のつくだに，寒天，かつお節，干しのり，焼きのり，とろろ昆布，干しわかめ，干しあらめ，ジャム，野菜のつくだに，果実の漬物，野菜の漬物，なめ物」

審決は、本願商標と引用商標とは、「カイヨウ」の称呼において類似し、語頭の「海」の漢字を共通にすることから、外観において近似した印象を与えるとして、両商標は類似すると判断した。

これに対し、本判決は、①外観について、「先頭の1文字が「海」であって共通するものの、「海」ともう1文字の漢字を組み合わせた単語は非常に多く存在するから、「海」と組

み合わされる漢字の外観上の相違を軽視することはできず、「本件においては、「葉」と「陽」との間に旁（つくり）や偏（へん）の共通性はなく、その相違は大きい」とし、②観念についても、「本願商標からは「海草の葉っぱ」、「海に浮いた葉っぱ」程度の観念が生じるのに対し、引用商標からは、「海に昇る太陽」、「海に沈む太陽」、「海の日当たる場所」程度の観念が生じるから、両者は観念において大きく異なる」とし、③称呼について、基本的に「カイヨウ」の称呼が生じる点で同一であるとした上で、④称呼において基本的に同一であるとしても、「海の母音である「あい」も、葉や陽の母音である「おう」も、漢字の音読みとしてありふれた読みであり、これに「K」と「Y」の子音を組み合わせた「KあいYおう」との称呼は2文字の漢字のありふれた読みからくるもので、外観、観念の相違に比較すると、識別力が弱く、「本件においては、外観と観念の相違が称呼の共通を凌駕する」から、両商標は類似しないと判断し、審決を取り消した。